



退職金専用定期預金

びしん  
「ニューセカンドライフ」

取扱期間  
2020年4月1日(水)～2021年3月31日(水)

退職金を6か月以内にお受け取りになられた方を  
対象に定期預金に優遇金利を適用します。

定期預金1年もの

店頭表示金利に

プラス年0.15%

(税引前)

定期預金3年もの

店頭表示金利に

プラス年0.20%

(税引前)

※この定期預金は複利型になります。

※上記金利は初回満期日までの適用となります。

## 定期預金商品概要

1. 名 称	退職金専用定期預金「びしんニューセカンドライフ」
2. 取扱期間	2020年4月1日（水）～2021年3月31日（水）
3. 預金の種類	大口定期、スーパー定期・スーパー定期300 1年もの、3年もの（自動継続）
4. 適用利率	<p>大口定期、スーパー定期、スーパー定期300の 1年もの店頭表示金利+年0.15% 3年もの店頭表示金利+年0.20%</p> <p>※この定期預金は初回満期日以降、店頭表示金利となります。 ※上乗せ金利適用期間中にこの定期預金を中途解約された場合、預入日から解約日の前日までは当金庫所定の期限前解約利率が適用されます。 ※税金については源泉分離課税の場合はお利息に 20.315%（国税15.315%、地方税5%）がかかります。</p>
5. ご利用いただける方	定期預入日の6か月以内に退職金を受け取られた個人の方
6. お預入れ金額	退職金お受取金額の範囲内
7. 受入形態	原則、総合口座通帳または定期預金通帳による窓口での受入となります（ATMでの取り扱いはできません。）。
8. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお近くの店舗またはコンプライアンス統括部（9時～17時30分、電話：0586-45-1157）にお申し出てください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b> 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出てください。</p>
9. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職金お受取金額の確認資料「退職所得の源泉徴収票」または「退職金を受け取った通帳」などで確認させていただきます。</li> <li>・預金保険の対象預金です。</li> <li>・原則、新規預入に限定させていただきます。</li> </ul>